

公立大学法人名古屋市立大学役員の報酬等に関する規程

平成18年 4 月 1 日公立大学法人名古屋市立大学達第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び手当（退職手当を除く。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(常勤の役員の報酬)

第 2 条 常勤の役員の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで間（以下「年度」という。）の業務の執行に対する報酬は、年俸により支給する。

2 年俸の額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額（以下「年俸基本額」という。）に、業績等を反映した額とする。

(1) 理事長 17,028,000 円

(2) 副理事長及び理事 7,000,000 円以上16,032,000円以下の範囲内で理事長が定める額

3 前項に規定する業績等の反映は、社会情勢、名古屋市公立大学法人評価委員会による法人の業績に関する評価及び当該役員の業務実績等を総合的に勘案し、その翌年度の年俸につき、年俸基本額に 100 分の 90 から 100 分の 110 までの範囲内で理事長が定める割合を乗じることにより行う。

(常勤の役員の報酬の支給方法)

第 3 条 常勤の役員の報酬は、年俸の額を12で除して得た額（以下「月払年俸額」という。）を毎月支給する。

2 月払年俸額は、公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第12号。以下「職員給与規程」という。）第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する給料の支給日（以下「給料支給日」という。）に支給する。

3 常勤の役員の報酬からの控除については、職員給与規程第 3 条の規定を準用する。

(年度途中で就任、退任等があった場合における報酬の支給)

第 4 条 年度の途中で新たに常勤の役員に就任した者の年俸は、その就任した日（以下「就任日」という。）から支給するものとし、当該年度の年俸の額は、第 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる就任日の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 就任日が月の初日である場合 月払年俸額に就任日の属する月（以下「就任月」という。）から就任月の属する年度の 3 月までの月数を乗じて得た額

(2) 就任日が月の初日以外の日である場合 月払年俸額を就任月の暦日の日数で除して得た額に就任日から就任月の末日までの日数を乗じて得た額及び月払年俸額に就任月の翌月から就任月の属する年度の 3 月までの月数を乗じて得た額の合計額

2 年度の途中で死亡した常勤の役員の年俸は、その死亡した日の属する月（以下「死亡月」という。）の末日まで支給するものとし、当該年度の年俸の額は、第 2 条の規定にかかわらず、その死亡した日の属する年度に死亡月の前月までに支給された額に月払年俸額を加えた額とする。

3 年度の途中に退職し、又は解任された常勤の役員（前項の規定に該当する者を除く。）の年俸は、退職し、又は解任された日（以下「退職日」という。）まで支給するものとし、当該年度の年俸の額は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職日の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 退職日が月の末日である場合 退職日の属する年度に退職日の属する月（以下「退職月」という。）までに支給された額

(2) 退職日が月の末日以外の日である場合 退職日の属する年度に退職月の前月までに支給された額及び月払年俸額を退職月の暦日の日数で除して得た額に退職月の初日から退職日までの日数を乗じて得た額の合計額

（通勤手当）

第4条の2 第2条第2項第2号に掲げる者には、通勤手当を支給する。

2 通勤手当は月額で、その月の月払年俸額の支給日に支給するものとし、その支給にあたっては、職員給与規程第3章第5節の規定を準用する。

（非常勤の役員の報酬）

第5条 非常勤の役員の報酬は、日額28,500円とする。

2 前項に規定する報酬は、非常勤の役員が業務の執行を行った日の属する月の翌月の給料支給日に支給する。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成22年4月1日公立大学法人名古屋市立大学達第31号）

この規程は、発布の日から施行する。